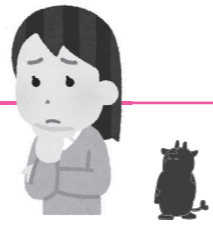




あなたの家は、大丈夫ですか？



町では、昭和56年以前の旧建築基準で建てられた建築物の耐震診断及び補強計画の策定と、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された建築物の、耐震改修に対する支援を実施しています。

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

次の要件にすべて該当する木造住宅に耐震診断者を派遣し、耐震診断と補強計画の策定を行います。

●対象住宅

- ①町内の木造住宅
- ②所有者（町税などの滞納がない方）が自ら居住する住宅
- ③昭和56年5月31日以前に建てられた住宅
- ④木造3階建て以下の住宅
- ⑤過去に町耐震診断事業を利用していない住宅

●費用負担について 8千円

●申込期限 8月31日(休)

●申込方法

都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※いずれも申込多数の場合は先着順となります。

2 木造住宅耐震改修助成制度

次の要件にすべて該当する木造住宅の耐震改修工事に対し、工事内容に応じて助成を行います。

●対象住宅

- ①～④は左記派遣事業と同じ
- ⑤木造住宅耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅
- ⑥建築基準法に違反していない住宅

●助成対象となる工事（補助額）

- ①一般耐震改修工事（工事費の4/5：上限100万円）
- ②簡易耐震改修工事（工事費の4/5：上限60万円）
- ③部分耐震改修工事（工事費の4/5：上限60万円）

●申込期限 8月31日(休)

●申込方法 左記派遣事業と同じ

※申請前に契約・着手した場合は対象となりません。

●問い合わせ先 都市建設課 ☎62-2116

水道メーター検針のお知らせ

☎ 上下水道課 ☎62-2348

7月13日(休)から20日(休)までの予定で水道メーターの検針を実施します。

町が委託した検針員（腕章着用）が検針に伺いますので、メーターボックスの開閉が出来るよう、周囲の整頓等についてご協力をお願いします。



水道メーター

「おはよう歩こう会」参加者募集！

☎ 歩こう会・最上 ☎090-3752-4266

「おはよう歩こう会」では、毎月1回、町内外の景観の良いところでウォーキングしています。さわやかな早朝に歩くことで、心身ともにリフレッシュできます。個人で、またはお仲間を誘って参加してみませんか？

今月は、7月16日(日)に熊野神社を散策します。参加を希望される方は、朝6時に町役場にお集まりください(雨天決行)。参加費は無料です。

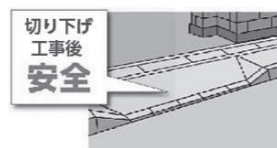


「乗り入れブロック」は危険です

☎ 都市建設課 ☎62-2116

住宅や店舗の出入口前の道路上に、乗り入れブロックや鉄板を置いているのを多く見かけますが、これらの行為は危険なため禁止されています。これは道路法に違反するほか、車道に飛び出た部分に自転車やバイクがぶつかって転んだり、交通事故につながったりするなど大変危険です。

このような事故が発生した場合には、置いた人の責任も問われかねません。これらを撤去し「縁石の切り下げ工事（自費）」をして使いましょう。



道路にはみ出した庭木の剪定を！

☎ 都市建設課 ☎62-2116

庭木が伸びすぎて道路にはみだすと、歩行者や車の通行の妨げになり、交通事故の原因になりかねません。庭木、生垣を管理されている方は、計画的な剪定をお願いします。

低所得世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）について

☎ 福祉こども課 ☎62-2210

町では閣議決定された「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、長期化するエネルギーや食料品等の価格高騰対策として、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯や予期せず家計急変のあった世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付を行います。

●給付の対象世帯

①住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で鏡石町に住居登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給者を含む。）

ただし、住民税が課税されている他の親族等に世帯全員が扶養されている場合は除く。

②家計急変世帯

予期せず令和5年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

●申請方法

①住民税非課税世帯

対象となる世帯には町から7月上旬に確認書が送付されます。確認書には町で把握している給付金の支給口座を記載しますので、口座番号等に変更がないか確認し、確認書を同封の返信用封筒にて返送してください。

②家計急変世帯

世帯全員の収入の分かる資料などの必要書類をご用意の上、申請が必要となります。

申請する際は、事前に福祉こども課までお電話でご相談ください。

●給付額

1世帯当たり3万円

●受給者（申請者）

本給付金の受給権者は、上記支給対象世帯の世帯主となります

●給付時期

確認書の返送を受理した日から約1か月後

くらしの情報

- i n f o r m a t i o n -

第73回社会を明るくする運動

☎ 福祉こども課 ☎62-2210

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちが非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月を強調月間として、保護司が中心メンバーとなり青少年非行防止等のPR活動を行っています。犯罪や非行が生まれるのも、また、社会復帰を果たす場も地域社会です。罪を犯した人たちが非行をした少年たちの更生が円滑に行われるためには、本人の意欲と併せ、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が必要となりますので、今後展開される社会を明るくする運動の普及啓発活動に対しまして、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

町内一斉環境美化活動のお知らせ

☎ 健康環境課 ☎62-2115

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第3回町内一斉環境美化活動を実施します。

ご家族皆さんと、快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、ご参加ご協力をお願いします。

●日時 8月6日(日)6時～7時 ※小雨決行

●実施内容

町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭周辺の一斉清掃を行います。燃えるごみ、粗大ごみ、空き缶等の回収は行いません。

各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

子どもたちの健康づくりを考えます！ ～鏡石町地域学校保健委員会～

「鏡石町地域学校保健委員会」では、就学前施設、小中学校、学校医、学校歯科医、行政等が協力して、子どもたちの健康づくりや健康課題解決のために取り組んでいます。

今年度は「早寝・早起き・朝ごはん運動」や、健康教育の推進、委員会便りの発行などを通じて活動や情報の発信を行っていきます。子どもたちの健康や発達等に不安がある方はお気軽に所属施設や健康環境課までご相談ください。



第一小学校での委員会の様子

●問い合わせ先 健康環境課 ☎62-2115